

令和5年第1回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和5年3月9日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和5年3月9日 9時30分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和5年3月9日 15時48分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	欠 員		8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	大西清隆	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
	総務財政課 企画政策 室 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	石川久仁洋	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	5 番	坂 本 英 人		6 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和5年第1回笠置町議会会議録

令和5年3月9日～令和5年3月23日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

令和5年3月9日 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 承認第1号 令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に伴う専決処分承認を求める件
- 第5 議案第1号 相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分について
- 第6 議案第2号 相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約について
- 第7 議案第3号 笠置町組織条例一部改正の件
- 第8 議案第4号 笠置町行政改革推進委員会設置条例一部改正の件
- 第9 議案第5号 笠置町防災会議条例一部改正の件
- 第10 議案第6号 笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件
- 第11 議案第7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件
- 第12 議案第8号 笠置町国民健康保険税条例一部改正の件
- 第13 議案第9号 笠置町国民健康保険条例一部改正の件
- 第14 議案第10号 笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第15 議案第11号 笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第16 議案第12号 笠置町保育所条例一部改正の件
- 第17 議案第13号 笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第18 議案第14号 笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件

- 第19 議案第15号 笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件
- 第20 議案第16号 笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件
- 第21 議案第17号 笠置町消防団条例一部改正の件
- 第22 議案第18号 令和4年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件
- 第23 議案第19号 令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件
- 第24 議案第20号 令和4年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件
- 第25 議案第21号 令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件
- 第26 議案第22号 令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件
- 第27 発委第1号 笠置町議会委員会条例一部改正の件
- 第28 議案第23号 令和5年度笠置町一般会計予算の件
- 第29 議案第24号 令和5年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件
- 第30 議案第25号 令和5年度笠置町簡易水道特別会計予算の件
- 第31 議案第26号 令和5年度笠置町介護保険特別会計予算の件
- 第32 議案第27号 令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件

開 会 午前9時31分

議長（西 昭夫君） 皆さんおはようございます。

今年は寒さ厳しい冬でしたが、3月に入りようやく春めいた日々となってまいりました。各位におかれましては、体調管理には十分気をつけていただき、今後ともインフルエンザや新型コロナウイルス感染症などの予防を心がけていただきますようお願い申し上げます。

本日ここに令和5年第1回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまでございます。

本定例会に提案されます案件について、慎重な御審議をいただくとともに、議会運営がスムーズに行えるよう、皆様方の格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） ただいまから令和5年3月第1回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（西 昭夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、坂本英人議員及び6番、田中良三議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合は、次の議席の議員をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月23日までの15日間といたしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。会期は、本日から3月23日までの15日間に決定しました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る2月3日、地方議会が有する共通の行政課題等に関し、京都府議会と市町村議会が共通の理解と認識の下、諸課題に対応できるよう正副議長を対象とした合同研修会が京都市の

ホテルグランヴィア京都で開催され、由本副議長と出席をしました。西脇京都府知事の講演を拝聴した後、知事、副知事、府議会議長及び府内の市町村の正副議長と意見交換を行いました。

2月10日、市町村の新たな行財政課題や時事問題等への対応をテーマとした講演を通じ、トップリーダーとしての認識を深め、自治体間競争時代に勝ち残るオンリーワンの自治体づくりに資することを目的に、令和4年度の市町村トップセミナーが開催され、由本副議長とともにオンラインで受講いたしました。

2月20日、京都府町村議会議長会第73回定期総会が京都府自治会館で開催されました。令和3年度決算並びに令和5年度の事業計画及び当初予算3,200万円が全会一致で承認決議されています。

また、府内の町村議会議員で在職11年の方7名に京都府町村議会議長会表彰が、全国議長会表彰としては、議員歴27年以上の議員2名の方などが表彰されました。

私においては、当会の監事に就任いたしましたので、御報告いたします。

なお、会長には大山崎町の北村議長が、副会長には南山城村の久保議長と与謝野町議会の宮崎議長が、監事には私のほか、伊根町議会の佐戸議長がそれぞれ就任されましたので申し添えます。

以上、議会報告とします。

議場の改修に伴い、説明員の議席にマイクを設置いたしました。今定例会以降は、説明員につきましては、議案等の説明には登壇して御説明いただき、各議員からの質疑に対する答弁は自席から起立にて答弁をお願いします。

議会運営上、議会運営につきまして、今定例会において不穏当な発言があった場合は、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許可します。町長。

町長（中 淳志君） 本日ここに、令和5年第1回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多用のところ、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今年は1月に大雪に見舞われたものの、最近はやかい日が続く、桜の開花も早まるとの予想が出されておりますが、日中の寒暖差が大きいので、体調には十分御留意いただきたく存じます。

それでは、町政の状況について御報告申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症について御報告いたします。

5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が現在の2類から季節性インフルエンザと同等の5類に位置づけられることとなりました。これにより、感染者や濃厚接触者の外出制限やイベント開催における感染対策について、見直しが行われます。

また、マスクの着用については、3月13日より個人の判断に委ねられることが基本となりますが、感染防止対策として、マスクの着用が効果的な場合は、着用を推奨することになります。ただし、マスク着用の見直し後であっても、基本的対処方針に基づき、基本的な感染症対策は非常に重要ですので、引き続き、3密の解消や換気の励行などに心がけていただきたいと存じます。

次に、2月26日、笠置小学校の避難訓練が行われましたので、御報告いたします。

本年度の避難訓練は、3年ぶりに相楽中部消防本部と笠置町消防団合同で地震を想定した避難訓練が行われております。笠置小学校の校舎全焼という惨事からはや40年が過ぎましたが、笠置町にとって忘れることのできない大火であり、この事実を引き継いでいかなければならない事柄であると改めて感じております。

本定例会に提出いたします案件は、承認1件、議事案件は、令和5年度当初予算5件、補正予算5件を含む27件でございます。また、個人情報保護法の改正に伴う条例制定など追加提案をさせていただき予定としております。御審議いただき、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第4、承認第1号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 承認第1号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件について、提案理由を申し上げます。

令和5年1月請求となる令和4年11月診療分の療養給付費等が大幅に増加し、1月請求分以降の高額療養費の支払いができなくなったこと及び療養給付費等の3月請求分以降の支払いが困難となるため、1月12日に専決処分を行い、本定例議会において報告・承認を求めるものでございます。

御承認いただきますようお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 承認第1号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件につきまして、御説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。

8ページを御覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費、18節負担金、補助及び交付金で2,185万2,000円。

同款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費、18節負担金、補助及び交付金で513万9,000円を計上しております。療養給付費における毎月の請求額は1,100万円前後で推移しておりますが、1月の請求においては、通常の2か月分に相当する2,600万円を超える請求がございました。要因といたしまして、1件の手術において1,000万円を超える高額な手術費用が発生したことで、新型コロナ感染症による入院費用の請求が今回まとめて請求があり、700万程度の請求が発生したことによるものです。

続きまして、同款保険給付費、5項葬祭諸費、1目葬祭費、18節負担金、補助及び交付金で10万円を計上しております。

次に、歳入の説明に移ります。

7ページを御覧ください。

4款府支出金、1項府補助金、1目府補助金、1節保険給付費等交付金で2,699万1,000円を計上させていただいております。先ほど、歳出で説明いたしました療養給付費、高額療養費の財源充当分でございます。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、1節繰越金で10万円計上させていただいております。葬祭諸費の財源充当分でございます。

以上、歳入歳出それぞれ2,709万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,557万6,000円としております。

これで笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に伴う専決処分の承認を求める件の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき同一の議題について3回までですので申し添えます。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第1号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に伴う専決処分の承認を求める件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

この際、申し上げます。全ての議案に対して起立しない者は反対とみなします。

また、賛成者については、議長が結果を発表するまで着席しないでください。

承認第1号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に伴う専決処分の承認を求める件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、承認第1号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)に伴う専決処分の承認を求める件は承認することに決定いたしました。

議長(西 昭夫君) 日程第5、議案第1号、相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第1号、相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分の件について、提案理由を申し上げます。

相楽郡広域事務組合の規約変更に伴う財産処分を関係市町村の協議の上、定める必要がございますので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により、議会の議決を求めるものです。

御審議いただき、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。以上です。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第1号、相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分について説明させていただきます。

先ほど、町長の提案理由にもありましたように、相楽郡広域事務組合の規約が改正され、それに伴いまして、町から出資しておりました基金の原資を清算するというものでございます。

1枚めくっていただきまして、財産処分に関する協議書(案)というものを御覧いただき

ますようお願いいたします。

内容につきましては、地方自治法第289条の規定により、広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分を定めるものでございます。

基金の原資といたしましては、7億円ございました。合併する前の木津川市、3町と相楽東部、精華町と7町村の原資をそれぞれ返還するものとなっております。また、京都府から助成いただいております7,000万につきましても、今回の清算となります。

笠置町につきましては、出資金額3,935万円が清算されて返還される予定となっております。3月31日付で財産処分され、同日中に当町の会計のほうに振り込む予定となっております。以上です。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号、相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分についてを採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第1号、相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分については、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第1号、相楽郡広域事務組合の規約の変更に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第6、議案第2号、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和東町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

議案第2号、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和東町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約

の一部を変更する規約について、提案理由を申し上げます。

相楽郡広域事務組合の名称変更に伴い、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

施行日は、令和5年4月1日です。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第2号、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約について、提案説明いたします。

新旧対照表、2ページを御覧ください。

規約名及び第1条において、「相楽郡広域事務組合」を「相楽広域行政組合」と変更するものです。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約について採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第2号、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約については、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第2号、相楽郡広域事務組合と木津川市、笠置町、和束町、精華町及び南山城村との間のし尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第7、議案第3号、笠置町組織条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第3号、笠置町組織条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

令和4年度に総務財政課内の課内室として企画政策室を設置し、第4次笠置町総合計画の推進に取り組んでまいりましたが、課として設置し、さらに各課との横断的な調整、計画の推進を図るため、企画調整課を課名として設置するものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第3号、笠置町組織条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

令和4年度におきましては、総務財政課の課内に設置した室として、企画政策室を総合計画の推進に取り組んでいただきましたが、令和5年度には課として設置するものでございます。

新旧対照表、2ページのほうを御覧ください。

課の設置、第1条における課の設置といたしまして、1号「総務財政課」の次に2号として「企画調整課」を設置し、以降の税住民課、保健福祉課、商工観光課、建設産業課、人権啓発課については、1号ずつ繰り下げるものとしております。以上、説明とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

室から課に変わるということで、具体的にどのようになされるのかお聞きしたいです。

議長（西 昭夫君） 参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

昨年度、室として設置いたしましたときに、それぞれの横断的な調整を図る計画を推進するということで室として設置いたしておりますが、さらにその実行力を高めるために課として設置し、それぞれの業務の調整として、さらに総合計画に掲げる事業、また庁内全体の

調整をしていただくための課とするものでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 議案の説明とあまり変わらないような気もするんですけども、人員配置だったりとか、何名ぐらいでその課は編制されて、どういうスケジューリングでその実施計画が出てきてとか、その辺はもう考えがあって、この課を設立されたのか。それとも、それすらまた来年度から1つずつやっていかはるのか。なぜ室じゃなく課なのか。その辺は詳しくちょっと聞きたいんですけども。

議長（西 昭夫君） 参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

課内室というものは総務財政課の中に、係よりも上ですけども、課として独立していなかったというところがございます。

実施計画につきましては、今年度まとめていただきまして、3月中に計画策定、今、各課、最終の確認中というところとなっております。それを令和5年度から進めるために、権限を持たすといいますか、更に調整をしていただきたいというところで、課に設置するものとなっております。

人員配置につきましては、今の現状の維持というところを考えております。業務につきましては、各課で横断的に必要のあるものにつきましては、今、業務の見直しといいますか、確認作業をしているところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課になって、きちんと運営されていけばいいなとは思いますが、もっと有意義に使えると思うんです、室のときからね。各課内から若手が1人ずつ配置されて、で、風通しのいい、新しい縦割りの形みたいなものが見えるのかなという期待値は高いと思うんですよ。ここをどう使うかで、本当にこの笠置の行く末が変わる可能性を大いに秘めている部署だと思います。

それをどう次発展させていくかということをもう考えてほしい。何ていうのかな、いつも行政とディスカッションをしていると、経過は聞かせてくれるが、夢は聞かせてもらったことがないというのが僕の印象なんです、僕個人の。多分、企画室とかって、夢語れなあかんと思うんです。それはみんなの声聞いたらなあかん。それを総合計画に基づいて実施計

画に転用していかなあかん。この小さい町だからこそ見られる夢というのを行政が描いて、町の人に伝えて、で、町を運営していく。みんなが主人公になれるような課づくりを進めていただきたいと。よろしく願いいたします。

議長（西 昭夫君） 答弁は。

5 番（坂本英人君） それは、話したい方は話してください。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御意見を、ありがたく承りました。

従来の課内室ということよりも、総合計画、また実施計画の推進について、対等の立場でやっていただいて、総合計画の実現に向けて、強力に事業を推進していただきたいという願いを、私も持っております。取りあえず、今、3年ごとにルーティンで回していきます実施計画について、各課からの意見、事業名等々集約しているところがございます。そのうちにまた議会のほうにもお示しすることができるかなというふうには考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 総務財政課企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼をいたします。

今、坂本議員より、課に対しての要望なり立ち位置なりお話しいただいたと思います。

私も、企画調整課を通じまして、横断的なチーム、各課から職員を寄せて、町にある問題点、またこうしたらいいのではないかというような改善点等々集めまして、できる限り総合計画にのっております町の目指す姿、そちらに向けて、少しでも近づけていけたらという思いでございます。

昨年の6月一般質問でも坂本議員より、私の室に対しての意気込みをお尋ねいただいたところがございます。その気持ちはいまだ変わっておりませんが、行政としてこのような夢があるんだというようなことを語れるような課にしていきたいと思っておりますので、どうぞお力添えよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。1 番、向出議員。

1 番（向出 健君） 1 番、向出です。

今の話で、要するに、これまでの室と課の違いということが議論されて、それが課のほうがいいんじゃないかという議論があったと思うんですけども、そのあたりの違いがあまり説明されていないかなというふうに感じました。課とすれば当然、その予算枠取りが課としてできますし、当然、課長会議にも出られて、今までとは違うものがあると。権

限についてもどういう差が出てくるのかとかね、どういう課題があって、こういうふうにしたのかと。そのあたりについて議論があったと思いますので、もう少し説明いただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

先ほどの坂本議員からの御質問にもつながるものかと思いますが、独立した課と課内の室という位置づけの違いであります。総務財政課内に室を置いております課それぞれの独立した課と同等ではなく、一步下がったというたら語弊があるかもしれませんが、企画政策室の上にまだ総務財政課と、課長という者もおります。そういう中で、それぞれの課の課題、それから総合計画に掲げられている事業等々につきまして、もっとさらに実効性、横断的に各課の調整をしていただきたいというふうなことを考えました。

今、政策室として総務財政課内の室として動いているときには、もちろん室長におきましても、職員におきましても、それぞれ各活動といいますか、事業を取り組んでもらっておりますけれども、やはりまだ総務財政課にお伺いというところが必要になってきます。それぞれの単独になりますと、直接町長との話も可能となりますし、対外的にも、課の中の室というよりも、課として独立して実行力のあるものというふうに活動しているというところを示せるほうがいいのではないかというふうな考え、課にしたというところがございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

要するに、今、予算取りの段階で課としてしっかり取れると、対外的にも課として独立しているほうが、予算の取り方とか要求の仕方とか、つくり方としてもやりやすいという面があるということと、独自の決裁ですね、独自の判断、課としての判断の中で処理できる、権限が増してくると。ということだと思うんですが、そこら辺でそれをどうやって今後生かしていくかとかも含めて、計画も含めて、見通しも含めて、どういう違いが出てくるかとかいうところも示していただけたらなと思うんですが、そのあたり、もう少し議論の細かい話とか、こういう課題があったとかいうところもあったんじゃないかと思うんですが、もう少しあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。向出議員の御質問、お答えさせていただきます。

向出議員、今、おっしゃっていただきましたように、対外的にも、予算のことにも、かなり権限を持ってしていただくというところが一番でございます。

今、政策室として取り組んでいる事業等につきましては、最終といたしますか、業務としてはそのまま引き継ぐものもございます。今、各課で企画調整課として今後調整が必要なもの、例えば各課、例えば総務財政課だけではなく、建設産業課であったり、税住民課であったり、それぞれの協議が必要なもの、これから出てきます公共交通どうしていくかというところもそうですけれども、そういうところを企画調整課が中心になって調整していただきたいというふうな思いが強いです。どこがやるねん、どの課がしていくねんということではなく、そういうところで各課で抱えているそれぞれのそのほかの課に関係するようなものについて、調整するというところをやってもらえたらという期待を持って、企画調整課のほうで課としての設置を考えました。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号、笠置町組織条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第3号、笠置町組織条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第3号、笠置町組織条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第8、議案第4号、笠置町行政改革推進委員会設置条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第4号、笠置町行政改革推進委員会設置条例一部改正の件につつま

して、提案理由を御説明申し上げます。

笠置町行政改革推進委員会において、第4次笠置町総合計画に係る実施計画の実施状況や新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金充当事業などの評価・検証について担っていただくに当たり、条文の追加、文言整理、機構改革による所管課の変更を行うものです。

御審議いただき、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。総務財政課企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼をいたします。

それでは、議案第4号、笠置町行政改革推進委員会設置条例一部改正の件について御説明をさせていただきます。

新旧対照表のほうで御説明をさせていただきたいと思っておりますので、議案書の2ページ目を御覧ください。

新旧対照表でございます。

第2条におきまして、この委員会の任務について定めております。こちら、現在のところ、重要事項を「調査審議する」というような書きぶりをしておるんですけども、今回、重要事項を「調査、審議及び検証する」という形で文言整理をさせていただいております。

続きまして、第3条でございます。組織について定めております。こちらにつきましては、「委員は、町政について優れた識見を有する者」という表記をしておりますけれども、町政に限らず、限定せず、広く知見を有している者から委員になっていただきたいというところで、「町政について」という部分について削除しております。

同じく第3条の第3項、第4項を追加しております。3項につきましては、委員の任期2年を定めております。第4項につきましては、再委嘱することができるということで明文化をさせていただいております。

第4条でございます。こちらにつきましては、会長について定めておるものでございますけれども、こちらにつきましては、文言整理ということでございます。

第5条でございます。こちらにつきましては、会議について定義をしております。こちらにつきましては、第2項と第3項を追加し、第2項につきましては、会議の成立要件といたしまして、委員の過半数が出席ということで明文化しております。

第3項でございます。こちらにつきましては、議決要件ということで、出席委員の過半数で決するというのを明文化しております。

続いて、3ページでございます。

第6条でございます。こちらにつきましては庶務ということで、現在、「総務財政課」という形で定めておりますけれども、先ほど可決いただきました「企画調整課」において処理するということで、変更をさせていただいております。

なお、施行日は、本年4月1日からということでお願いしたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

この委員会の今の現状は、どれぐらいのペースで委員会が開催されていたりとか、どういふふうな活用の仕方が今なされているのかというのがお聞きしたいのと、この第2条で調査、審議及び検証すると。検証した結果は公表されるのか、どのように取り扱うのか。そもそも、報告するあれはあるんか。その辺はちょっとお聞きしたいです。

議長（西 昭夫君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼をいたします。

本委員会の現状、まずは回答させていただきたいと思っておりますけれども、現状につきましては、この委員会、運営はしていないというような形になっております。このたび、この委員会を通じまして、第4次の総合計画から実施計画を評価・検証していくというような位置決めになりましたので、こちらの委員会を通じまして、そういうことをしていくのがいんだらうということをお考えまして、このたび、一部改正をさせていただいたこととさせていただきます。

それと、検証方法、検証結果の報告等についてはですが、こちらの委員会で検証した結果を、例えば総合計画の実施計画であれば、実施計画に反映することになりますし、先ほど、町長の提案理由にありました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の効果検証という部分につきましては、この委員会の報告結果というのを報告していくというような形になろうと思っております。そちらの報告につきましては、議会に対しての報告に合わせまして、ホームページ等でも広報していきたいと思っております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

今、現行使われていないということなんで、PDCAサイクルとよく言いますが、

それをやっていきたいという意気込みと、新しい組織をつかって、新しい笠置のうねりを起こしたいというお気持ちは十分に分かりますと。

やっぱりその見える化の部分ですごく大事で、見えない部分がすごく多いんですよ、行政の活動ってね。だから、いいことは言う、悪いことは新聞が取り上げてくれるみたいなことが多いと思うんですよ、行政の運営ってね。ただ、日常どうなん、で、誰がどんなことを考えているの、やっぱりそういう距離感を縮めていくことによって、僕は住民との関係人口が生まれると思うんですよ。だから、対外的な関係人口とか交流人口ってすぐ言いたがりますがけれども、じゃほんまにそれ住民さん望んでいるのかという話を行政側にしたら、多分答えられないと思うんですよ。僕はそう思っていつも話をするんですけども、だからこういうほんまに行政改革とはと聞かれたときに、行政マンがさらっと言えないあかんと思うんですよ。自分の中で行政改革の定義持たへんかったら、単に他者任せじゃないですか。自分はよくしようと思ってへん、誰かに頼っているんですよ。じゃなくて、自分も望まない、その組織との整合性って、僕、出てこないと思うんですよ。そういうことをきっちり自分たちが持って、定義・概念を持って行政活動をしてほしいと思うんですよ。だから、せっかくつくるんやから、絵に描いた餅で終わらないように努力していただきたいなと思っております。

議長（西 昭夫君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼をいたします。

ただいま、坂本議員より、住民との関係人口というようにお言葉をいただきました。その住民との関係人口というところが最終的には役場への信頼関係につながると思っております。

行政改革ということを我々行政マンとしてさらっと言えないといけないという御指摘もいただきました。私自身、今のままでは、今までやってきたままでは駄目なんだろうというような意識を持っております。その一つが今回の実施計画であり、この委員会を通じた効果検証につながっていくものと思っております。

ぜひとも、我々、今、企画政策室ですけども、住民さんの意見を聞きながら、どういった行政の状態がいいのか、執務がいいのか、業務がいいのかというのを一生懸命考えております。そうした中で、こうした行政改革進めていければというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) これで討論を終わります。

これから議案第4号、笠置町行政改革推進委員会設置条例一部改正の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第4号、笠置町行政改革推進委員会設置条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第4号、笠置町行政改革推進委員会設置条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第9、議案第5号、笠置町防災会議条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第5号、笠置町防災会議条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

平成24年に災害対策基本法の一部が改正され、災害対策基本法施行令及び災害対策基本法施行規則も改正されておりましたが、当町の防災会議条例については対応できておりませんでしたので、所要の改正を行うものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

それでは、議案第5号、笠置町防災会議条例一部改正の件につきまして説明させていただきます。

東日本大震災の教訓を受けまして、災害対策基本法、災害対策基本法施行令、災害対策基本法施行規則の一部が平成24年に改正されました。改正の内容につきましては、大規模で広域的な災害に対応するため、情報の収集や、また防災計画の策定への多様な主体の参画をするように規定されたものでございますが、笠置町におきましては、この防災会議条例に反映ができておりませんでしたので、今回、見直しをさせていただいたものでございます。

それでは、2ページの新旧対照の表を御覧ください。

先ほど言いました情報収集に関するところでございますが、第2条第2号に関しまして追加をしたものでございます。また、号番号等の整理を行っております。

続きまして、第3条におきます会長及び委員のところでございます。

それぞれの行政機関の委員、府の職員等を現行の条例の中でもうたっておりますが、さらに文言を整理いたしたものでございます。町長が任命する者という規定がございませんでして、現行では町長が委嘱して任命するというふうにしておりましたが、他の自治体の条例等に倣いまして、「任命する者」というふうにしております。こちらが先ほど、防災計画の策定と多様な主体の参画を求めるものというところで、参画していただく方々を整理したものでございます。

7号につきましては、条番号等の整理としております。

委員の任期につきましては、現行どおり2年ということとしております。

施行日は、公布の日からと考えております。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

これ、現行が、3ページね、（4）町議会の議員というのがもう次はないんですね。こう省かれた理由とかというのはあるんですか、それとも、よそがそう書いているから、それでオーケーと。どういう判断で省かれたのか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

議員の皆様につきましては、防災計画のほうの最終確認をしていただくというところがございますので、町のほうから、この会議に参画いただくというのではなくて、会議のほうから出てきた計画案を審議いただきたいというところで、今回省かせていただいたというところがございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

審議はしたらええと思うんですよ。そのプロセスを知らないというのはちょっと弱いんじゃないのかなと思うんですよ。だから、そこで僕、いつも言うような議会と行政の信頼関係ってどこで担保するんですかという話をすると思うんですけれども、なぜその審議だけなのが分からない。審議って、丸かバツか出せということと、意見を申せということなんです

けれども、僕、5年間議員やってきていますけれども、議員で意見はするが、なかなかそれをそのとおりに行くことのほうが少ないんですよ。行政と議会の割合って、僕らは決定権者という仕事ですが、大体7割決まったようなことを合否させていただくような感覚で仕事をしております。その中で、じゃ住民の代表として選ばれた決定権者がその議論には入れない、でも災害時には、自分たちの地元やったりとかを回らないといけない。それが計画には反映されない。もちろん今、議員の中で、消防団で3名いるんですよね。元経験、OB者もおられると。そういう部分で、じゃ自分たちの町、この町、笠置町のスケール感でほんまにそれが正しいのかどうか、どういうふうに検証されたのかお聞きしたい。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の御質問、お答えさせていただきます。

先ほど言いましたように、消防団、それから京都府、危機管理のほうからも入っていただきます。そういう中で、国の法の改正とか、実効性といいますか、内容について、この会議の中で計画のほうは一応審議いただきます。改正案とかも審議いただきます。そこは議員さんのほうにお示しさせていただいて、またそこでも審議いただきたいというふうに考えております。

おっしゃいましたように、この会議に入らせていただくということも一つですけども、詳細な内容の審議をいたした後、このような形の提案をさせていただきたいと。ほかの自治体もそうですけれども、議会のほうの権限といたしまして持っていたらいる審議というところと、この会議の中での審議というところをちょっと分けて考えたというところがございます。ちょっと説明、申し訳ないです。ちょっと具体的になっていないと、具体的になっていないですね。

防災会議自体は、そこで情報収集、いろんなところからの参画いただく、議会のほうも、今まで参画いただいていた中で省いたというのは、最終、ここの会議の中で出てきた内容を議会のほうでもう一度見ていただきたい。最終、議会のほうで決定といいますか、町長のほうで諮問した防災会議からの内容、町長が諮問する機関となりますので、議員さんというよりも、議員さんのほうは決定機関としていただきたいというところに分けたというところですね。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

課長、言わはることは理解はできる部分もある。ただ、理解ができない部分でいうと、うちの町のスケール感ね、各種団体、今回、僕、いろんな質問考えた中にも入ってますわ。いろんな団体で、この先行き不安な団体って多いんですよ。本当に、これ切に今、現状なんですよ。で、この先細りする人口の中で、我々、多分、この議会もそうだと思うんですよ。どうなっていくのか。その中で、なぜ笠置町はもともと議員を入れて防災会議を開いて考えていた、防災計画を考えていたが、議員の仕事って審議だけでいいよねって考えた、ここのプロセスが全く分からへん。条例によっちゃ、うちしか持っていない条例もあって、でもこれがよそから倣うてきたやつ書きましたよ言われて、で、ここで議員省かれてとなったら、僕、この町のためにつくった条例なのかと。

僕らが新人議員研修のときに、条例をつくってみようみたいな講義を受けたんですよ。ほんで、よくある条例のつくり方って、もうコピー・アンド・ペーストですよ。この部分はうちの町にこれ似ているからこれ文言使おうとか、概念はこういう考え方で持つてこようとか、よくあるんです。だから、それが間違った行政だとは思っていません。ですが、僕らの町ってケース違うじゃないですか、どこの町のを持ってきはったんか分かりませんが。ほんまにこの町の行く末考えてつくらはったんか。

これ見ても、古い条例ですよ。先ほどの60年、こっちは昭和39年と明記してある。で、よくなるんやったらいいんですけども、僕は議員の立場としてこれを見たときに、なぜ議員を排除する必要があるのかなとも思う。町長が任命するみたいなところに、例えば議長が入っていますよみたいな説明があるんやったりとか、議会も確認してもらった上で、審議に進んでいく。その中で、議長というのは審議に参加せえへんからここに入ってもらって、中立公正な立場で見てもらおうとか、いろんな考え方持てると思うんですよ。でも、行政から今、そういう声が聞こえてこうへん。これは僕は明らかに議会軽視なんちゃうのと思ってしまいます、一議員として。僕個人はね。そういうところまで考えて、条例提案してほしいんですよ。ほんまにこれからの笠置町のことを考えてって。そのために条例つくって、笠置町のルールをつくろうよって。どういうお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。坂本議員の今の御質問、お答えさせていただきます。

決して議会軽視というところではなく、反対に町長が諮問した機関から上がってきたものを議会で審議いただき、御了解いただきたいというふうに思いましたので、今回の議員さん

については外させていただいたというところでございます。

この今第2条のほうで、町長の諮問に応じてというところで審議いただくという機関となりましたので、そのこのところを御理解いただけたらと思っております。以上です。

(「動議。休憩」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 5番、坂本議員。

5番(坂本英人君) 休憩動議。

議長(西 昭夫君) ただいま、坂本議員から休憩の動議が提出されました。

この動議について賛成者はありますか。

(賛成者挙手)

議長(西 昭夫君) ただいま、坂本議員から休憩の動議が提出されました。この動議は賛成者がありますので、成立しました。

休憩の動議を議題として、採決します。この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。

したがって、休憩の動議は可決されました。

これより暫時休憩します。

休 憩 午前10時35分

再 開 午前11時27分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き再開いたします。参事。

参事兼総務財政課長事務取扱(前田早知子君) 失礼いたします。

今回提出させていただきました笠置町防災会議条例の一部改正につきまして、再度説明させていただきます。

先ほどの御質問いただいていた内容、ちょっと不十分であったということもありましたので、再度説明させていただきます。

今回の防災会議条例の改正につきましては、新旧対照表にありますとおり、所掌事務の改正と委員の構成の改正となっております。これにつきましては、平成24年に東日本大震災の教訓を受けまして、災害対策基本法、災害対策基本法施行令、施行規則等が一部改正されておりました。当町におきましては、その当時、改正、対応をしておりませんでしたので、今回提案させていただくこととなりました。

所掌事務に関しましては、この防災会議につきましては、町長の諮問に応じて、町の地域に係る防災に関する重要事項を審議するというふうに記載をさせていただいております。

その次の3号におきましては、この重要事項に関し、町長に意見を述べる、答申をするというふうな所掌事務となっております。そのため、委員の構成につきましては、よりそれぞれ団体としてどのような行動をする必要があるのか、災害防災計画に掲げる内容について審議いただくために具体的内容を記載したものとなっております。

今回、御質問にもありました議会議員を除いておりますというものは、町長が諮問した機関からの答申を受けまして、議会のほうでも議員さんの御意見もいただきたいと、この諮問を受ける機関の中に議員さんを含まずに、別途で議会議員さんのほうで検討していただきたいというふうに思いましたので、今回の構成からは省かせていただいております。それぞれの団体におきましての行動であったりとか、視点であったりの御意見を伺うと、答申をするという機関になりますので、除かせていただいているということでございます。以上、説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

賛成ですか、反対ですか。

（「反対」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） まず、原案に反対の者の発言を許します。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 笠置町防災会議条例一部改正の件について、反対討論をさせていただきます。

先ほども申しましたとおり、笠置町の人口はこれから先も確実に減少していきます。そして、今現在、各種団体において、この人口減少や人員不足、それによっていろんな弊害がもう現在進行形であります。

その中において、この行政側が考える諮問機関にして、議会には別のところで意見を求めたい、僕はあまりにも不効率やと、非効率やと思います。なぜ諮問にしなければいけないのかの説明も不十分ですし、笠置にとってベストなやり方には僕には思えませんでした。

こういう条例をつくっていただくときに、やはり24年から変わっていないので、今回変えますと。じゃならば、これから5年10年先を見据えたものであってほしいなと思います。

この意見をもって、反対討論とさせていただきます。

次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言する者なし)

議長（西 昭夫君） これで討論を終わります。

これから議案第5号、笠置町防災会議条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第5号 笠置町防災会議条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（西 昭夫君） 起立少数です。したがって、議案第5号、笠置町防災会議条例一部改正の件は、否決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第10、議案第6号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第6号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

令和2年に本条例を制定しておりますが、公職選挙法施行令が令和4年4月に改正され、単価の改定が行われましたので、当町の条例についても所要の改正を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

それでは、議案第6号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件につきまして、説明させていただきます。

令和2年度におきまして、笠置町では条例を制定しております。これは公職選挙法の改定がなされまして、選挙運動用の自動車等につきまして、選挙公営というところで町で条例を制定し、支出できるというものになりました。今回につきましては、その公職選挙法におきまして単価改正が行われたため、今回提出させていただいたものでございます。

それでは、新旧対照表のほうで説明させていただきますので、2ページをお願いいたします。

第4条におきましては、選挙運動用の自動車の使用の公費負担額というところでございま

す。下から3行目、「1万5,800円」としていたものを「1万6,100円」に単価改正をするものでございます。

続いて、ページめくっていただき、3ページ、上から5行目となります。

こちらのほうも、単価改正で「7,560円」としていたものを「7,700円」にするものでございます。

4ページにおきましては、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額が改正されたものでございます。第11条での5行目前半部分で、作成単価が「525円6銭」から「541円31銭」に、それからその乗じた額に加算される額が「31万500円」から「31万6,250円」に改定されたものでございます。

こちらにつきましては、公布の日から施行となりますので、令和5年度の町の選挙におきまして適用されるものとなります。以上です。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで討論を終わります。

これから議案第6号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第6号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第6号、笠置町議会議員及び笠置町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第11、議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する

条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

令和4年度、令和5年度の2か年で笠置町高齢者福祉計画、介護保険事業計画を策定いたしますが、本条例における職区分の名称が老人福祉計画となっておりますので、所要の改正を行うものでございます。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件につきまして、内容説明させていただきます。

今回改正させていただきますのは、金額改正というものではなく、職区分の改正となっております。

新旧対照表の3ページ、最終ページをお願いいたします。

中段からやや下のところに、現行では、老人保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会委員としております。この「老人保健」福祉計画というものは既に「高齢者」福祉計画というものに変更されておりますので、今回、この条例において職区分の変更を行うものとしております。以上、説明とさせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

私は、今年から後期高齢者医療保険議会の関係で、笠置町のこの老人保健福祉計画というのを、参考に大分読ませてもらうんですけども、その関係で、今、なぜ、このときにはもう既にこれ令和2年12月21日、第2回笠置町高齢者福祉計画・介護保険事業計画ともう既になっているわけですね。なぜこれ今なんですかねと思うて、それ1点と、それから、この2ページの一番下に隣保館運営審議会委員というのがありますけれども、これを見れば、この法律改正でこういう名称は今もうどこでも全国ないと思うんですけども、それを後で。

そこで、笠置町のいろいろ条例とか要綱を見ていましたら、笠置町のこの隣保館の呼称に関する要綱というのが……

議長（西 昭夫君） 大倉議員。

一部改正……

3番（大倉 博君） だから、隣保館の令和4年……

議長（西 昭夫君） 大倉議員。

改正の件なので……

3番（大倉 博君） うん、だから、改正やけど、呼称の関係もしてくるんで、改正してほしいということを今から言うわけです。あきませんか。

議長（西 昭夫君） いや、そうなると、別のことになる……

3番（大倉 博君） いや、ほかにいろいろおかしいのあるんですよ。これだけ、1点だけ。というのは、いいですか。

議長（西 昭夫君） 分かりました。すみません、質問を続けてください。

3番（大倉 博君） この笠置町町立笠置隣保館の呼称に関する要綱というのが、私もびっくりしたんですけども、令和4年3月14日に要綱第4号として出ているわけですね。これは何で今頃出てくるのか見たら、この要綱は公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用するようになったんですよ。だから、こういう改正、条例は当然説明もらうんですけども、この頃、要綱とかのそういう説明が本当のやるところはやっていただく、いきなりこういうぽつんと見たら出てくるんでね。だからこれもできたら笠置会館運営審議会か何かに名称変更してもらえたらどうかと、この2点だけお願いします。

議長（西 昭夫君） すみません、大倉議員。

こっちではこの名称やけど、何でこっちは変わっていないねという質問でしょうか。

3番（大倉 博君） いや、もう取りあえず、1点目のやつ。

議長（西 昭夫君） 質問の趣旨を確認するためにお聞きします。

こちらではこういう名称になっているのに、この第7号で出てきている名称は変わっていないという趣旨の質問でしょうか。

3番（大倉 博君） これね、ここに一応出ているから……

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。大倉議員の御質問、お答えさせていただきます。

1件目の老人保健福祉計画から高齢者福祉計画に変わった時期については、すみません、総務財政課でちょっと把握はしておりませんが、確かに高齢者福祉計画にもう第8次も7次も変更されておりました。委員会の設置条例自体は、担当課のほうで改正しておりましたけれども、この報酬のほうにつきましては、同時に改正すべきところができていなかったということでしたので、今回改正させていただいたものです。

先ほど言っていました隣保館の審議会条例ですけれども、要綱、呼称については、

当時、要綱のほうで設置しておりましたが、例規集のほうに反映ができていなかったというところがございます。ただし、隣保館運営審議会というものは、設置条例の中で隣保館のまま使用しておりますので、この名称改正は考えておりません。以上です。

議長（西 昭夫君） 追加説明はありますか。人権啓発課長。

人権啓発課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

前田課長から、参事のほうからも説明ありましたが、隣保館の運営審議会のほうにつきましては、隣保館という表現が間違っているのではなく、現在も国の隣保館運営設置要綱に基づいて設置しております施設でございます。その補助金に基づいて建った施設でございますので、施設区分と申しますか、公民館であったり文化会館であったりする中での隣保館というのは、間違いのないものでございます。

それから先ほど、呼称の話がございましたけれども、重複することもあります。条例規則を含めまして、笠置会館の名称がなかったところがございます。しかしながら、笠置会館ができて50年近く経過しておりまして、笠置会館という名称は住民に親しまれ、また対外的にも定着しているところがございます。

以上の点から、総合計画とも整合性を保つ意味でも、改めて呼称に関する要綱を制定し、笠置会館という呼称の位置づけを行って、整理したところがございます。

要綱では3月14日付の公布で、昭和48年4月からの、設置されたときからの適用としているところがございます。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 暫時休憩します。

休 憩 午前11時48分

再 開 午後 1時00分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第7号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第12、議案第8号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第8号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令等が改正され、国民健康保険税の賦課課税限度額の引き上げ及び軽減判定所得額の引き上げに伴い、所要の改正を行うものです。

施行日は、令和5年4月1日です。

よろしく御審議賜り、御可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(石原千明君) 議案第8号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について、提案説明いたします。

まず初めに、申し訳ございませんが、一部訂正がございます。

1ページ、3行目を御覧ください。

53万とあるのを、53万5,000円に修正をお願いいたします。

続きまして、新旧対照表4ページ、右欄中ほどの第3号の6行目、53万を53万5,000円に修正お願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは、説明に移ります。

国民健康保険法施行令等が改正され、令和5年2月1日公布されたことにより、所要の改正を行うものです。

新旧対照表2ページを御覧ください。

国民健康保険税の後期高齢者支援等賦課額に係る賦課限度額が「20万」から「22万」

に引き上げられることとされました。こちらの改正が第2条第3項、第23条第1項になります。

次に、低所得者に対し、被保険者等均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について改正がございます。5割軽減については、「28万5,000円」が「29万円」に、2割軽減については、「52万円」が「53万5,000円」に引き上げられることとされました。こちらが第23条第1項第3号になります。

次に、5ページを御覧ください。

第24条の2第2項につきましては、特例対象被保険者等に係る届出について、雇用保険受給資格通知が追加されたことと、文言を整備したものです。

施行日は、令和5年4月1日です。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

賛成、反対。

（「反対」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） まず、原案に反対の者の発言を許します。

1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

議案第8号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件について、反対討論を行います。

今回の改正につき、軽減判定所得額の引上げをしたことについては評価をいたしますが、一方で、賦課限度額の引上げが行われています。

今、国保で問題になっている一つの課題として、協会けんぽや企業健康保険組合との保険料の格差が大きな問題だと考えています。もともと、国民健康保険税の被保険者の方は、自営業者や、また学生、また無職の方など、そもそも財政基盤が非常に厳しい、そういう層が多いという状況があります。この引上げを行っても、こうした財政的な厳しさを解消することは到底できません。国からの抜本的な財政支援を受けて、協会けんぽや企業健康保険組合との保険料の格差を是正することが求められると思います。

以上を反対理由として、討論を終わります。

議長（西 昭夫君） 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) これで討論を終わります。

これから議案第8号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第8号、笠置町国民健康保険税条例の一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立多数です。したがって、議案第8号、笠置町国民健康保険税条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第13、議案第9号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 議案第9号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令等が改正され、出産育児一時金の額が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

施行日は、令和5年4月1日です。

よろしく御審議賜り、御可決いただきますようお願い申し上げます。以上です。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長(石原千明君) 議案第9号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件について、提案説明いたします。

2ページ、新旧対照表を御覧ください。

国民健康保険法施行令等が改正され、出産育児金の額が「40万8,000円」から「48万8,000円」に改正となります。こちらは第6条の関係になります。

施行日は、令和5年4月1日です。以上で説明を終わります。

議長(西 昭夫君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(西 昭夫君) これで討論を終わります。

これから議案第9号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第9号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第9号、笠置町国民健康保険条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第14、議案第10号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長(中 淳志君) 失礼いたします。

議案第10号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年省令61号)の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長(西 昭夫君) 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長(岩崎久敏君) それでは、議案第10号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、町長が申し上げたとおり、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正がされたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表で説明させていただきます。

まず、6ページをお願いいたします。

13条のところでございます。懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除ということで、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、内閣府令か

ら懲戒に係る権限の濫用禁止の条文が削除されたため、第13条の懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除したものでございます。

続いて、4ページをお願いいたします。

安全の確保に関する計画の策定に係る規定の追加でございます。まず、省令に安全計画の策定に係る規定を加える改正がされたことに伴いまして、条例においても第7条の2に、安全計画の策定等に関する規定を加えております。

それから、6ページでございます。

第14条でございますが、衛生管理等の規定に「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」を加えております。

また戻っていただきまして、4ページでございます。

自動車運行に当たっての安全管理の徹底に関する規定の追加でございます。省令に、自動車運行に当たっての安全管理の徹底に関する規定を加える改正がされたことに伴いまして、第7条の3に自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認に関する規定を加えさせていただいたものでございます。

施行日は、4月1日からでございます。また、13条の改正規定については、公布の日から施行するものとしまして、それから改正後の第7条の3第2項につきましては、1年間の経過措置ということが設けられております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで討論を終わります。

これから議案第10号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第10号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第10号、笠置町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第15、議案第11号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第11号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年省令63号）の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第11号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件について御説明させていただきます。

今回の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準省令に児童の安全確保に関する計画の策定並びに児童のバスの送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定が追加されたことに伴いまして、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

新旧対照表で説明させていただきます。

3ページを御覧ください。

安全の確保に関する計画の策定に係る規定の追加でございます。第6条、第12条及び第13条が関わってまいります。まず、先ほども説明しましたとおり、省令に安全計画の策定に係る規定を加える改正がなされたことに伴い、条例において、まず第6条の2に、安全計画の策定に関する規定を加えております。

次、4ページの第12条の2に業務継続計画の策定等に関する規定を加え、また13条の衛生管理等の規定に「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」ものを加えております。

続いて、4ページ、引き続きお願いいたします。

自動車運行に当たっての安全管理の徹底に係る規定の追加でございます。省令に自動車運行に当たっての安全管理に係る規定を加える改正がなされたことに伴いまして、第6条の3に自動車を運行する場合の利用者の所在の確認に関する規定を加えさせていただいております。

この条例につきましては、令和5年4月1日から施行で、ただし、13条の改正規定については公布の日から施行をするものとしております。また、第6条の2の規定の適用については、1年間につきまして「講じなければ」とあるのを、「講じるように努めなければ」、また、第2項中の「実施しなければ」とあるのは、「実施するように努めなければ」、それから同条の第3項中の「周知しなければ」とあるのは、「周知するよう努めなければ」というふうな経過処置が設けられております。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第11号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第11号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第11号、笠置町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第16、議案第12号、笠置町保育所条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第12号、笠置町保育所条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第12号、笠置町保育所条例一部改正の件について御説明させていただきます。

新旧対照表で説明させていただきます。

2ページをお願いいたします。

今回の改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法の一部が改正されたため、笠置町保育所条例について、一部を改正するものでございます。

子ども・子育て支援法第19条第2項の削除に伴いまして、引用箇所の改正を行っております。第6条第1号では、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、第6条2号では、「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、それから第6条第3号では、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改正しております。

これで説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号、笠置町保育所条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第12号、笠置町保育所条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第12号、笠置町保育所条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 17、議案第 13 号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第 13 号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律において学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部が改正されたこと並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

施行日は、令和 5 年 4 月 1 日でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 議案第 13 号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件について説明をさせていただきます。

新旧対照表を用いまして説明させていただきます。

まず、6 ページ、下段をお願いいたします。

民法及び児童福祉法に係る懲戒権に関する規定が削除されたことに伴いまして、内閣府令が懲戒に係る権限の濫用禁止の条文が削除されたため、第 26 条の懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除しております。

また、11 ページをお願いいたします。

第 50 条でございます。第 26 条の懲戒に係る権限の濫用禁止に係る規定がされたことに伴いまして、第 50 条の 2 行目から及び第 23 条から第 33 条までの次に、「第 26 条を除く」を加え改正しております。

続きまして、子ども・子育て支援法第 19 条第 2 項の削除に伴う引用箇所の変更でございます。

3 ページをお願いいたします。

こども家庭庁設置法の施行に伴いまして、子ども・子育て支援第 19 条第 2 項が削除され、内閣府令において、子ども・子育て支援法の第 19 条第 1 項を引用している箇所が第 19 条

に改正されたため、第19条第1項を引用している箇所を第19条に改正するものでございます。それに係るものが3ページの第4条、それから同じく第6条、それから5ページに飛びまして、第8条、それから6ページの第20条、それから、7ページから9ページにかけて、第35条から第37条、それから10ページの第39条、それから12ページでございます。第51条及び第52条関係がそれに伴う改正を行っております。

次に、こども家庭庁設置法の施行に伴い、学校教育法第25条の第2項及び第3項が追加され、これにおいて学校教育法の第25条を引用している箇所が第25条第1項に改正されたため、5ページから6ページになります。第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改正するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第13号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第13号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第13号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第18、議案第14号、笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第14号、笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件について、提案理由を御説明申し上げます。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

施行日は、令和5年4月1日でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第14号、笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件について御説明させていただきます。

新旧対照表2ページをお願いいたします。

こども家庭庁設置法の施行に伴い、子ども・子育て支援法第72条から第76条までが削除され、第77条から第87条までが5条ずつ繰り上がったため、第1条中「第77条第1項」を「第72条第1項」に、第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改正するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第14号、笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第14号、笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第14号、笠置町子ども・子育て会議条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第19、議案第15号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第15号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件につ

いて、提案理由を申し上げます。

子どもの医療費の助成する年齢の範囲を満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡充させるため、条例の一部を改正しようとするものです。

施行日は、令和5年4月1日で、令和5年6月1日から適用するものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） それでは、議案第15号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件について御説明をさせていただきます。

新旧対照表を用いて説明させていただきますので、2ページをお願いいたします。

今回の改正は、子供の健やかな成長と子育て家庭の医療費負担を軽減するため、子供の医療費の助成する年齢の範囲を満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡充させるため、条例の一部を改正するものでございます。

まず、医療費の助成する年齢の範囲の拡充で第2条を改正しております。この条例において児童とは、「出生の日から満15歳に達する」の「15歳」を、「出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改正しております。

それから、第4条、助成する医療費の範囲の拡充でございます。これまでは助成する医療費は、保険医療機関等ごとに1月につき200円を控除して得られた額以内というふうにしてきたものを、保険医療機関等ごとの1月200円の負担につきましても、後日申請をしていただきましたら、負担を振込をさせてもらうということでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、田中議員。

6番（田中良三君） 6番、田中です。

素朴な質問ですけれども、18歳児童って、これ、成人が18歳で成人や言われてるのに、これの、どういふのかな、被る期間で、3月31日までにするとなると、18歳になってからの被る期間がありますわね。それでもこれは、児童というので入れるんですか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

ちょっと正確に資料を持ち合わせておりませんのでなんですけれども、児童福祉法だったかにおいては、児童というのが18歳いうふうになっておりました。議員おっしゃるように、成人の年齢が18歳からというふうになっておりますので、そこら辺はちょっと確認はさせ

ていただきますが、今のところ笠置町においては、18歳の誕生日からそれ以後の3月31日までに達する者については、医療費の助成をするというふうでさせてもらいたいというふうを考えております。

ほかに質疑はありませんか。1番、向出議員。

1番（向出 健君） 1番、向出です。

村と和東町については窓口負担ゼロということになっているというふうに聞いているんですけども、笠置町においては後日の申請で助成という形になっているんですけども、これ、窓口負担ゼロにできない理由とございますか、どのような理由でその後の申請で支給するという形にしているのか。せっかく助成されるのであれば、最初から窓口ないほうがいいんではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、今回の改正で一応、18歳までの医療費については無料にはなるんですけども、先ほど説明させていただいたように、200円については一度御負担いただいて、後日請求というふうになっております。ちょっとシステムの改修等伴うこともありましたので、今回のこのタイミングでの窓口負担というのは、無料ということではできませんでしたが、それについても今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第15号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第15号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第15号、笠置町児童医療費の支給に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第20、議案第16号、笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第16号、笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

相楽郡広域事務組合の名称変更に伴い、し尿くみ取り券の売捌きによるし尿処理手数料の徴収等に関する事務委託に関する規約の一部が変更となることに伴い、所要の改正を行うものです。

施行日は、令和5年4月1日です。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第16号、笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件について、提案説明いたします。

相楽郡広域事務組合の名称変更に伴い、し尿処理手数料の関係におきまして名称の改正を行っております。2ページ、新旧対照表の一番下の行及び3ページ5行目の箇所です。

施行日は、令和5年4月1日です。以上で説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第16号、笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第16号、笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第16号、笠置町廃棄物処理及び清掃に関する条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 2 1、議案第 1 7 号、笠置町消防団条例一部改正の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第 1 7 号、笠置町消防団条例一部改正の件について、提案理由を申し上げます。

住民の安心・安全を守る消防団員の確保と士気高揚のため、団員の年額報酬について引き上げるとともに、活動報酬について、支給基準を明確化するものです。

また、団員定数は、当町の人口等を勘案し、「110人」から「90人」へ20人の減とするものです。

御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第 1 7 号、笠置町消防団条例の一部改正の件につきまして、内容説明させていただきます。

新旧対照表のほうで説明させていただきますので、2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、先ほど町長からの説明にもありましたとおり、消防団員の年額報酬、また訓練等の報酬等について引き上げるものとしております。

また、団員定数につきましても、20人の減をいたしまして、90人とするものでございます。

まず、第3条でございます。定員につきましては、110人から90人へと改めております。

第12条につきまして、こちらで報酬を規定しております。第12条の第1項におきましては、年額の報酬を記載しております。国が提示しております3万6,500円というものを消防団員の年額報酬として、以下、団長以下、それぞれ引き上げたものでございます。

第2項におきましては、今まで出動手当として支給しておりましたが、一律となっておりますので、時間によって明確化いたしまして、それぞれの活動について支給させていただくものとしております。こちらについても、国が提示する4時間を超える水火災についての出動8,000円を基準としたものでございます。

第3項におきましては、この年額報酬、それから出動報酬につきましての支給方法を記載

しておりますが、こちらは支給の規則等を別途作成いたしまして、支給をしようと考えております。方法につきましては、こちらは今まで、部のほうに支払っていたものを個人の口座に支払いさせていただくというふうに改正する予定としております。以上です。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第17号、笠置町消防団条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第17号、笠置町消防団条例一部改正の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第17号、笠置町消防団条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第22、議案第18号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第18号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第5号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ2,018万6,000円を増額し、総額を16億305万3,000円とするものです。主なものは、相楽郡広域事務組合のふるさと市町村圏解散による財産処分により3,935万円が返還されますので、それを財源として、財政調整基金を積み立てております。また、各事業の実績見込みにより、事業費を精査しております。

御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。参事兼総務財政課長事務取扱。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

議案第18号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件につきまして説明させていただきます。

私のほうからは、歳入と、歳出につきましては、議会費と総務財政課所管の予算について説明させていただきます。

なお、人件費について一部補正をしておりますが、12月議会におきまして調整しておりましたが、最終の過不足等を計上したもので、各費目の説明は省略させていただきます。御了承ください。

それでは、5ページをお願いいたします。

まず、第2表継続費の補正でございます。

令和4年度の当初予算におきまして、民生費におきまして、継続費、4年度と5年度で設定をしておりますが、入札等の結果、事業費に減額が生じたので、総額を変更するとともに、年割額を減額したものでございます。

続きまして、6ページ、第3表の繰越明許費をお願いいたします。

令和4年度で計上しておりました予算につきまして、ここに記載させていただきました7件、合計5,448万1,000円につきましては、令和5年度へ繰り越す事業としております。

7ページの第4表地方債の補正でございます。

事業費の確定見込みによりまして、記載の地方債の限度額の補正を行ったものでございます。1,751万8,000円を減額して、4,278万2,000円を限度額とするものでございます。

それでは、予算に関する詳細の説明をさせていただきます。

まず、歳入の11ページ、歳入からお願いいたします。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税では、2,025万7,000円を計上しております。交付税額の確定に伴う増額となっております。

14款使用料及び手数料、2項手数料、1目総務手数料におきましては、屋外広告物の許可申請手数料を5,000円計上したのとなっております。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、こちらにおきましては総務費国庫補助金で、減額の274万9,000円。

衛生費では、減額10万3,000円となっておりますが、事業費の確定に伴うもの、交付決定によります調整としております。

同じく3項委託金におきましても、交付決定額によりましてそれぞれ減額したのとなっております。

16款府支出金、2項府補助金におきまして、総額199万9,000円の減額となっております。こちら事業実績によりまして補助金額が確定しておりますので、減額したのとなっております。

同じく3項の委託金におきましても、事務処理特例交付金の確定、また、4月に実施しておりました京都府知事選挙についても、委託金の確定により減額したのとなっております。

19款繰入金、1項基金繰入金につきましては、財政調整基金につきましては、歳入見込額の増によりまして、基金の繰入れを全額減額しております。

5目の森林環境基金繰入金につきましては、当初、300万円の繰入金を見込んでおりましたが、事業費確定によりまして25万を減額し、275万円としております。

20款繰越金につきましても、前年度繰越金の確定に伴う増額としております。

13ページ、21款諸収入でございます。こちらにつきましては、4,446万5,000円の増額となっております。午前中に議決いただきました一部事務組合等の清算金、こちらが広域事務組合の財産処分に関するものですが、3,935万円。また、中ほどの市町村収支残返還金につきましては、住宅新築資金管理組合からの精算金の返還を受けるものでございます。

町債につきましては、先ほどの限度額の調整となりまして、減額とするものでございます。

それでは次、14ページからの歳出に移らせていただきます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費では、16万9,000円を増額しております。議会運営費につきましては、事業費の実績見込みによりまして減額としておりますが、共済費の増額となりますので、16万9,000円が増額されております。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、90万2,000円の減額としております。職員採用試験や職員研修事業等につきましては、事業確定によりまして減額、また、広域行政事業といたしまして、相楽東部広域連合の負担金の負担額確定によりまして、それぞれ減額したものでございます。

3目財政管理費につきましては、3,903万1,000円を増額いたしております。ページめくっていただきまして、15ページをお願いいたします。積立金といたしまして3,935万円を計上しております。こちら、先ほどの歳入にありました広域事務組合の財産処分を受けまして、それを財源として財政調整基金に積み立てるものとしております。

会計管理費につきましては、役務費、手数料の確定によりまして、減額としております。

財産管理費につきましては、運動公園管理事業でトイレ前のフェンスの取替え修繕ということで54万6,000円を計上しておりますが、他の部分につきましては、実績見込みにより減額としたものでございます。

7目交通安全対策事業費、それから8目の防災諸費につきましては、事業費確定によりまして、それぞれ減額をしたものとなっております。

16ページ下段、4項の選挙費でございます。7月の参議院議員選挙費、4月の京都府知事選挙費の事業費確定によりまして、それぞれ減額しております。

続きまして、17ページでございます。

6項監査委員費につきましては、監査委員の費用弁償につきまして増額計上させていただいております。委員就任による出張回数の増加によるものとなっております。

すみません、続いて21ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、非常備消防費につきましては、消防団事業といたしまして、実績見込額によりまして減額としております。

3目の消防施設費、水防費につきましても実績見込額で減額としたものでございます。

22ページ、9款教育費、2項社会教育費、1目文化財保護費で84万4,000円を減額しております。文化財保護事業といたしまして、木津川河川敷笠置大橋上流のボルダリングエリアとなっております杭の撤去費用ですが、こちら、ボルダリング協会のほうでお手伝いいただきまして、工事費等が不用となりました。多くの御協力をいただきまして、こちらの費用については減額とさせていただくものでございます。

10款公債費、1項公債費、1目元金、2目利子でそれぞれ計上いたしまして、合計64万3,000円を計上しております。こちら、今年度償還が始まりましたものの積算に一部誤りがございましたので、それぞれ計上させていただいたものとしております。以上、総務財政課所管のものの説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） それでは、税住民課が所管いたします予算について説明させていただきます。

16ページを御覧ください。

2款総務費、2項徴税费、1目税務総務費、税務総務一般事務、負担金及び交付金におきまして、181万2,000円を減額しております。京都地方税機構からの通知によるもの

です。

続きまして、同款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務におきまして、委託料228万1,000円を減額しております。当初、戸籍システムの改修について、国から明確な資料が示されておりましたが、今回、改修に必要な内容等、金額の詳細が確定いたしましたので、それを反映しております。マイナンバーカード交付事業におきまして、負担金及び交付金70万円を減額しております。マイナンバーカードの交付に係る物理的な経費、カードの材料費等の支払いが令和4年度からは町を経由しなくてもよくなったため、減額するものです。

続きまして、17ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、繰出金事業におきまして、国民健康保険特別会計繰出金2万円を減額しております。こちらは、旅費の減額分を反映したものです。

続きまして20ページ、4款衛生費、2項清掃費、2目し尿処理費、し尿処理事業負担金補助及び交付金におきまして、43万円を計上しております。相楽郡広域事務組合分担金確定によるものです。合併浄化槽推進事業、負担金補助及び交付金におきまして、133万6,000円を減額しております。事業費確定により5人槽が1基、7人槽が1基、単独浄化槽の撤去費用、宅内配管費用を減額するものです。

以上で税住民課が所管いたします予算の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

それでは、保健福祉課が所管いたします歳出について御説明をさせていただきます。

17ページをお願いいたします。

まず、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費でございます。福祉医療事業として、障害児（者）医療費助成事業並びにひとり親家庭医療費助成事業につきましては、今年度の支出見込みによる減額をさせていただいております。また、障害者自立支援給付事業、それから障害者自立支援給付事業のうち、償還金利子及び割引料、それから地域生活支援事業の償還金利子及び割引料、それから障害児入所給付事業の償還金利子及び割引料につきましては、3年度の補助金確定に伴う返還金ということで計上させていただいております。また、障害者自立支援給付事業の中の障害者自立支援給付事業で負担金補助及び交付金として、122万5,000円の減額をさせていただいております。これにつきましては、当初、障害者福祉システムデータの情報連携作業負担金として計上させていただいておりましたが、

当町が利用しておりますNewTRY-X/Ⅱのバージョンアップが3年後に予定がございまして、その後再び連携作業をする必要があるということで、今回は見送り、連携はバージョンアップ後の1回とするため、減額をさせていただいております。

次、18ページをお願いいたします。

4目老人福祉費でございます。高齢者福祉事業のうち、外出支援サービス事業で70万円の減額をさせていただいております。これにつきましては、支出見込みによる減額でございます。また、敬老会事業11万7,000円、老人手当支給事業19万円につきましては、実績確定に伴っての減額をさせていただいております。それから福祉医療事業では、老人医療費助成事業につきましては、支出見込みによる減額を50万円させていただいております。

それから5目老人福祉施設費で、老人福祉施設運営事業で49万6,000円を減額させていただいております。これにつきましては、居宅介護支援事業所の運営事業で出勤日数の減に伴いまして、49万6,000円の減額をさせていただいております。

それから2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で、児童福祉事業でございます。児童手当支給事業につきましては、額確定に伴いまして32万円を減額いたしております。

続きまして19ページ、2目保育園費でございます。保育所事業で笠置保育所運営事業で備品購入費1万4,000円を計上させていただいております。これにつきましては、4月1日より笠置保育所におきましても使用済みのおむつを保育所で処分するため、おむつ処理容器1台分を計上させていただいております。

4款衛生費、1項保健衛生費でございます。2目予防費では、247万5,000円の減額をさせていただいております。まず予防接種につきましては、新型コロナワクチン接種事業での支出見込み等に伴いましての減額を154万6,000円させていただいております。また母子保健事業で、乳幼児健診、幼児歯科健診の備品購入ということで132万円の減額をさせていただいております。これにつきましては、屈折検査機器を購入ということで予算を計上させていただきましたが、購入に当たりまして再度村、和束町と検討した結果、今回、当町では購入せず、和束町さんが購入した機器をお借りすることとなった次第でございます。それから、妊産婦事業の償還金利子及び割引料では、3年度補助金の金額確定に伴いまして、10万5,000円を計上させていただいております。それから、出産・子育て応援交付金事業でございます。これにつきましては、概要書のほうの2ページを御覧いただきたいと思っております。国の事業で、全ての妊婦、子育て世帯が安心して出産・子育てできることを目的に、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦、それから子育て世帯等に対しまして出産子育て応援

給付金の給付を行うことで、出産や子育てに係る費用負担の軽減を図る目的で事業はなされており、当町におきましても、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じる様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援と一体的に実施をさせていただきたいと考えておりました、まずは今回につきましては、令和4年4月1日以降の方で、現時点で妊娠届、また出生届のある方の対象者に対して、現金5万円を給付するための費用として30万4,000円を計上させていただいております。

以上で保健福祉課が所管する歳出予算について説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

商工観光課が所管いたします歳出予算につきまして御説明させていただきます。

予算書の15ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費の中でございます。地域おこし事業で地域おこし協力隊員の活動費に関する費用でございますが、支出見込みから59万4,000円を減額しているものでございます。

商工観光課が所管いたします歳出予算につきましては、以上でございます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼をいたします。

建設産業課所管の歳出について御説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境衛生費、簡易水道特別会計繰出金で326万6,000円を減額計上させていただいております。簡易水道特別会計の減額によるものでございます。

続きまして、同じページ、3段目、5款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、負担金、補助及び交付金で、農業委員会事業の活動補助で10万円を減額計上しております。

次に、同じページ、一番下の段でございます。

2項林業費、2目林業振興費、林業振興事業で委託料において、森林経営管理業務の委託額の確定により25万円の減額を計上させていただいております。

以上、建設産業課が所管いたします内容についての説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） 人権啓発課長。

人権啓発課長（石川久仁洋君） 人権啓発課が所管します歳出について説明いたします。

17ページを御覧ください。

下段より3款民生費、社会福祉費、社会福祉施設費では、総額で66万2,000円の減額補正でございます。内容としましては、予算書右側下段、隣保館運営事業52万4,000円の減額のうち、同じく隣保館運営事業、報酬で32万円の減額でございます。内容につきましては、隣保館運営事業に係る会計年度職員の当初の積算日数と実雇用との調整による不用見込額の減額でございます。

次に、18ページ、上段、職員手当につきましても9万5,000円の減額でございます。報酬と同様の内容によるものでございます。

次に、隣保館デイサービス事業、報酬で8万円の減額補正でございます。内容につきましては、デイサービス事業に係る会計年度任用職員の報酬の減額でございます。当初の積算日数と実雇用との調整による不用見込額の減額でございます。次の職員手当につきましても、2万9,000円の減額でございます。報酬と同様の内容でございます。次に、人権啓発事業、負担金補助及び交付金で13万8,000円の減額補正でございます。内容につきましては、山城人権ネットワーク推進協議会等の負担金額の額の確定によるものと、並びに各種研修会の規模縮小による減額でございます。

以上、人権啓発課が所管します歳出予算の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） 企画政策室長。

総務財政課企画政策室長（草水英行君） 失礼いたします。

企画政策室が所管しております歳出予算の説明をさせていただきます。

議案書15ページを御覧ください。

2款総務費、6目企画費の中にごございます総合計画推進事業でございます。こちらにつきましては、20万9,000円の減額をしております。報償費の不用額を減額するものでございます。私からの説明は以上となります。

議長（西 昭夫君） 暫時休憩します。

休 憩 午後2時20分

再 開 午後2時36分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この補正予算がもう最終の補正予算だと思うんですけども、毎年大きな不用額が発生を

しております。この補正予算は、かなり事業を精査されて計上されていると思うんですけども、もうそういった大きな不用額が出ないのかということをもと確認したいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。今の由本議員の御質問、お答えさせていただきます。

例年3月の最終の補正予算でそれぞれ事業費は精査するというふうに要求書を出してもらっているようにしておりますが、今年度につきましては、以前から由本議員のほうからもそういった御質問、御要望等をいただいておりますので、さらに事業費ほぼ確定というところを見込んだ中で精査しておりますので、大きなものはほぼないものと考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そうしたら、大きな不用額は出ないということをもと期待しておきます。

それで、6ページの繰越明許費なんですけど、それぞれの事業について、どうして繰越しになるのか、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） これ、順番に。商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの由本議員の御質問でございますが、商工観光課が所管する事業といたしまして、一番上の段でございますが、総務費、総務管理費の交流施設管理事業の500万円でございます。これにつきましては、工事請負費で当初予算を組んでおりましたけれども、なるべく公費をかけずに処分する方法というのをちょっと検討してまいりまして、それに時間を要したため繰越しをさせていただくということで、今回上げさせていただいております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 戸籍システム改修委託事業におきましては、戸籍システムの改修の一つである戸籍事務内連携という改修を実施するのに対し、国からの詳細が下りてくるのが遅いためシステム改修が間に合わず、現在のシステムをバージョンアップする方法で当初予定しておりましたが、それでの対応は難しいため、新しいシステムを導入した上で、そこに改修を加えていくという形になったために、繰越しとさせていただきました。以上です。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問です。

保健福祉課所管の新型コロナウイルスワクチン接種事業ですが、一部は減額のほうをさせていただきます。ここの123万2,000円につきましては、個別接種の委託に関する費用、それからワクチンの管理費用、それからコールセンターの電話代について引き続き必要というところで、繰越明許で上げさせていただいております。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） すみません、建設産業課でございます。

4段目から7段目までの工事関係でございます。

現在、6段目の橋梁修繕工事については、事業実施はしておりますが、ちょっといろいろな世界情勢の関係から鉄物が入ってこないという状況になっておりまして、いわゆる橋と道路をつなぐ伸縮継ぎ手の部分が納期の延長となっております、一月から二月工期が延びるものと思っております。

ほかの3工事につきましては、大変申し訳ございません、ほかの工事の絡みから来年度に繰越しをお願いさせていただいているものです。来年度はできるだけ年間を通じた工事の平準化に向け努力してまいりたいと思いますので、御理解をよろしくをお願いいたします。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

毎年、大きな繰越明許費が計上されているんですけれども、なるべくその年に実行できるような形でお願いしたいと思うんですけれども、それに、コロナ接種ですか。まだこれから何かやるんですかね。この123万2,000円の関係で、個別接種か何かの費用があるとかいうような話ですけれども、そのあたりの詳しい説明、お願いできますか。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問でございます。

コロナの接種につきましては、今、本日、国のほうの自治体説明会ということで、この時間帯、Zoom会議ということでさせていただいております。今回、上げさせていただいている個別接種につきましては、接種した費用について、期間を空けてというか、翌月、翌々月に請求があるというところで、繰越明許で上げさせていただいているものでございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

15ページ、企画費、地域おこし事業の負担金補助及び交付金、これの内訳をちょっと教

えていただきたい。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

負担金補助及び交付金につきましては、地域おこし協力隊員2名分の活動費といたしまして、予算で2名分で、50万掛ける2名分の100万円、当初予算を計上しておりました。1名が7月末で退職をいたしまして、現在、残り1名の方に活動していただいております。その1名の方の今年度分の支出見込みの中から、不用となる部分の59万4,000円を今回減額させていただいております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

7月に辞められた方のやつが残っていると。それは幾ら持ってはって、使える枠を。で、何もされてなく7月でお辞めになられたと。それは何かそういうもん。7月までは活動されていたけれども、活動経費までは使わずお辞めになられたと。ミッションはなかったのかなと思うんですよ。やらなきゃいけないことがなかったのか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいまの坂本議員の御質問でございますが、7月末で辞められた方につきましては、7月末までの分の活動費といたしまして、18万4,029円の支出がございます。この方につきましては、主に移住・定住の促進という形で活動していただいております。活動費の内容といたしましては、携帯電話をお持ちでしたので、携帯電話の費用ですとか、コピー代、また、空き家のアドバイザーというのを利用されておられましたので、それに係る費用等で18万4,029円という支出がございます。

もう1名の方につきましては、12月までの分で12万97円の活動費を支出させていただいております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

全部使えとは言わないんですけれども、目的とかやらなきゃいけないことがあったら、そんな額面で足りるのかなとも逆に思うわけですよ。片方の方は移住をやられていて、片方の方は映像関係をやられると。僕も撮るほうにいてるじゃないですか。で、考えると、なかなか

かやっぱり機材って高額になるんですよ。年々年々いいもんは出ますしね。だからもうちょっと町として、こういう絵を撮ってくれとか、その個人のスキルも上がる、それで、町がこれから継続してやっていけるような仕組みをつくらないと、本当に地域おこし協力隊って、3年の時間経過で終わると思うんですよ。で、実際、笠置にはその後根づいている人というのは、いまだないですよ、今、実際。その辺を行政側がどう課題と思って取り組んでいるのかというのは、やっぱり常にその結果を求めていけるところやと思うんですよ。何分、その予算使ったから仕事をしているというわけじゃないけれども、生きたお金の投資の仕方、活動費用やから、限りなく投資なわけですよ。だから、そこでやっぱりこういうことができましたという報告を兼ねてやっぱり答弁できるような形をつくっていただきたいなと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（大西清隆君） 失礼いたします。

ただいま、坂本議員に御意見いただいたことをございますけれども、映像関係の方につきましては、編集相当等も活動費の中で使われておりますけれども、やはり行政としてもっとコミュニケーションを取った中で、協力隊員と目指す方向というのを一つ持った中で活動していかなければいけなかったんだろうなという反省のところがございます。

今後、協力隊の雇用につきましては、そういった議員おっしゃっていただいたような形で、何をしていただきたいのか、どういったことで定着していただくのかというビジョンを持った中でやっていかないといけないんだろうと思っておるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

13ページに、社会福祉協議会の補助金の精算返還金とあるんですが、今ですね、新聞のほうで、訪問介護の事業所が人員不足のため2月末で閉鎖したというような報道がされております。これはこういった関連のものなのかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、雑入のほうで上げさせていただいている返還金の4万9,000円については、令和3年度の事業の分の確定に伴う返還金ということで上げさせていただいております。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、令和4年度はまた来年度で上がってくるということなんですかね。やっぱり、こういうことを聞かれて、また老人の方とか、かなり不安に思っておられる方がおられますので、その点のまた対応とか、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑ありますか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第18号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第18号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第18号、令和4年度笠置町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第23、議案第19号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第19号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

令和4年度笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出総額2億3,557万6,000円に歳入歳出それぞれ2,917万8,000円を追加し、総額2億6,475万4,000円とするもので、主なものは、基金積立金の計上です。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 議案第19号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件につきまして、御説明させていただきます。

歳出から説明させていただきます。

8 ページを御覧ください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、8 節旅費で2万円を減額しております。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、3 目一般被保険者療養費、1 8 節負担金、補助及び交付金で60万円を減額しております。鍼灸費用、療養費、コルセットの費用分です。

同款保険給付費、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費、1 8 節負担金、補助及び交付金で10万円を計上しております。

4 款保健施設費、1 項保健施設費、1 目保健衛生普及費、1 2 節委託料で30万2,000円を減額しております。人間ドックに係る経費等確定によるものです。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目財政調整基金積立金、2 4 節積立金で3,000万円を計上しております。令和3年度繰越金確定額6,052万9,548円のうち、約半分を計上しております。

次に、歳入の説明に移ります。

7 ページを御覧ください。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税におきまして52万8,000円を計上しております。

4 款府支出金、1 項府補助金、1 目府補助金、1 節保険給付費等交付金で60万円減額させていただきます。先ほど、歳出で説明いたしました財源充当分でございます。

6 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金で2万円を減額しております。歳出で説明いたしました旅費の充当分でございます。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金で2,927万円を計上しております。

以上、歳入歳出それぞれ2,917万8,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億6,475万4,000円としております。

これで国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

先ほど、課長のほうも前年度繰越金が、剰余金ですね、6,052万9,000円という話をされておりました。

ここで、7ページですね、前年度繰越金が3,037万円と。それと8ページで、基金繰入金が3,000万2,000円というようなことです。これを合わせましても、その額に

ならない。15万7,000円ぐらいが額が合わないんですけれども、そのあたりはどうされるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長、時間かかりますか。

税住民課長（石原千明君） すみません。ただいまの由本議員の質問にお答えさせていただきます。

繰越金の約半分を積立てで計上させていただいておりまして、繰越金の中には、専決でさせていただきました医療費等の支払いを先に充当させていただいております。その関係で、繰越金の額がきっちりした金額にはなってはおりません。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

まず、去年の決算認定で繰越額というのはもう決定しているわけですよ。その額を予算計上するべきだという思いでおります。ですからここで、前年度繰越金の額が3,037万円と。先ほどおっしゃったその基金積立金が3,000万2,000円と、これと合わさってその前年度繰越金の額になっていけばあれなんですけれども、その15万7,000円ぐらいの額が合っていないので、これはどうされたんですかということ。専決のときに、このそうしたら前年度繰越金というのは上げられたんですか。でもここに、合計に上がっていないというのはおかしいですよ。ちょっと答弁の意味が分からないんですけれども、再度お願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 税住民課長、時間かかるようやったら。

税住民課長（石原千明君） はい。

議長（西 昭夫君） かかりますか。分かりました。

暫時休憩。

休 憩 午後2時55分

再 開 午後3時15分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き質疑を再開します。

ただいまの7番、由本議員の質問に対する答弁をよろしく申し上げます。税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えさせていただきます。

歳出に充当できなかったのが留保してしまいましたが、3月が最終補正でしたので、本来ならば歳入ともに計上し、歳出にも増額した金額を上げるべきでした。

以後、気をつけさせていただきます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はないですか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第19号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第19号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第24、議案第20号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第20号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額7,455万8,000円から歳入歳出それぞれ120万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,335万6,000円とするものです。主な内容は、職員人件費の減額や電気代高騰による光熱水費等の増額を計上したものでございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） 失礼いたします。

それでは、議案第20号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件につきまして御説明申し上げます。

まず初めに、4ページ、第2表繰越明許費をお願いいたします。

令和5年度に繰り越す経費といたしまして、1件、地方公営企業法適用事業において、

898万7,000円の繰越しを予定しておりますので、御報告させていただきます。内容につきましては、令和3年度において、令和5年度までの債務負担行為をお願いさせていただいており、令和5年度分への繰り越す予定でございます。令和4年度の事業につきましては、大まかスケジュールどおりに進んでおり、令和5年度においても引き続き事業を進め、令和6年度からの公営企業法会計に向けて進めてまいります。以上でございます。

続きまして、8ページをお願いいたします。

歳入について御説明させていただきます。

4款繰入金では、一般会計繰入金を326万6,000円減額させていただいております。内容につきましては、職員人件費の減額並びに今回の補正につきましては減額補正となることから、基準外財源補填分の繰入れについて、一部減額させていただくものでございます。

次の5款繰越金につきましては、繰越金の額の確定により206万4,000円の増額を計上し、合わせまして、120万2,000円の減額補正を計上させていただいております。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

9ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費で、職員人件費関係で251万円の減額を計上させていただいております。

次に、2款衛生費、1項上水道費、1目簡易水道施設費で130万8,000円の増額をお願いさせていただいております。1節報酬、12節委託料、26節公課費においては、不用額見込みで合計89万2,000円を減額し、需用費で電気代高騰による2、3月分の光熱水費の不足分で160万円の増額、修繕料といたしまして、浄水場のコンプレッサー等、急を要する修繕に60万円の増額をお願いさせていただいております。

以上で簡易水道特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第20号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第20号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第25、議案第21号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 議案第21号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ668万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億1,483万8,000円とするものです。主な提案内容は、支出見込みによります保険給付費の増額でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

議案第21号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件について御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、歳出の保険給付費等に対する法定の公費負担分となっておりますので、細部の説明は省略させていただきます。

1款保険料、1項介護保険料で119万7,000円を計上させていただいております。これにつきましては、最新の調定額の差額を計上させていただいております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金で102万9,000円、2項国庫補助金38万8,000円、これにつきましては、国の負担金ということで上げさせていただいております。

4款支払基金交付金で175万5,000円を計上しております。これにつきましては、2号被保険者分の負担金ということで計上させていただいております。

5款府支出金、1項府負担金で、府の負担金として108万2,000円を計上させてい

ただいております。

7款繰入金、1項一般会計繰入金として、合わせて84万9,000円を計上させていただいております。これにつきましては、町の負担分でございます。

それから、7款繰入金、2項基金繰入金で、介護給付費準備基金繰入金として、38万9,000円を計上しております。これは財源補填分でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款総務費、3項介護認定審査会費で3万9,000円を計上させていただいております。これは府の事務委託費用の見込みに伴う追加で、3万9,000円を計上させていただいております。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費でございます。2目地域密着型介護サービス給付費では、定期巡回・随時対応型訪問介護の支出見込み増に伴う追加として、19万6,000円を計上させていただいております。

3目施設介護サービス給付費では、介護老人保健施設等に関する給付の増に伴う追加として、510万9,000円を計上させていただいております。

また、2項介護予防サービス等諸費では、支出見込み増に伴う追加として上げております。また、3項その他諸費についても同様でございます。

それから、4項高額介護サービス等費では、73万8,000円を計上させていただいております。これにつきましては、支出見込額の増に伴う追加でございます。

同じく6項特定入所者介護サービス等費につきましても、施設分、短期入所分の支出見込み増に伴いまして、42万3,000円の計上をさせていただいております。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この介護保険の特別会計も前年度の繰越金が丸々計上されておらないというような状況です。第1号補正で998万4,000円が計上されたと思うんですけども、前年度の繰越金が2,346万2,496円あるとということで、財源が1,347万8,000円ぐらいはあるんですね。それなのに、先ほどおっしゃった基金の繰入金、これ、財源補填するために48万9,000円を繰り入れるんだというような説明をされましたが、これはかなり

おかしいんじゃないかと思うんですけれども、ちょっとそのあたりお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、今現在では、その令和3年度の決算にて決定した金額、実質収支については、そのほとんどが財源留保をした形となっております。本来なら繰越金としてこの3月補正で計上し、また、そのうち、基金として積み立てるものがあれば積み立て、保険給付やその他財源の不足を生じたときの財源として積み立てるべきでございました。それが漏れ落ちていたというところでございます。

以後、このようなことがないようにしていきたいと思います。申し訳ございません。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そうしたら、この基金の繰入金はどうされるんですか。お聞きしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 本来でしたら、この介護給付費準備基金繰入金についても、2,300万余りの実質収支の金額がございますので、本来でしたら繰入金とするのでは、繰入金を全額減額をして繰越金で賄うといった形にさせてもらうべきところなんですけれども、今回、このような予算を上げてしまったというところで、ちょっとまた……。どうしようかな。ちょっとどうするか……。難しいところやな。改めて、ちょっと御提案させてもらえたらというふうに考えて……。考えはおかしい……

議長（西 昭夫君） 暫時休憩。

休 憩 午後3時28分

再 開 午後3時28分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたしました。ただいまの由本議員の御質問でございます。

今回、御指摘いただいた内容につきましては、この補正予算が可決いただいた後に、新たに追加の補正予算というような形で提案させていただくか、専決というような形でさせてもらえたらというふうに考えております。申し訳ございません。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第21号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立多数です。したがって、議案第21号、令和4年度笠置町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第26、議案第22号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） 失礼します。

議案第22号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ62万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,101万1,000円とするものでございます。主な提案内容は、償還金及び還付加算金の増額でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（西 昭夫君） 議案の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） 失礼いたします。

議案第22号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について、御説明させていただきます。

7ページをお願いいたします。

歳入から説明させていただきます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で5万6,000円の減額をさせていただきます。1節事務費繰入金で15万2,000円の減額、それから3節事業

費繰入金では9万6,000円の増額をさせていただいております。

4款繰越金、1項繰越金では67万6,000円の増額を計上させていただいております。前年度繰越金でございます。

それから、8ページでございます。

歳出で、3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、4目償還金で55万円の補正を上げさせていただいております。これにつきましては、令和3年度の補助金確定に伴う返還金で55万円を上げさせていただいております。

また、4款保健事業費、1項保健事業費、1目健康増進推進事業費では、7万円の増額計上をさせていただいております。これにつきましては、後期高齢者の健診委託料の不足分並びに委託料の追加項目分と基本項目分の不足分をそれぞれ計上させていただいているところでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

議長（西 昭夫君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第22号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第22号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第27、発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。総合常任委員会、向出委員長。

総合常任委員長（向出 健君） 発委第1号の趣旨説明を議案書の朗読をもって説明させていただきます。

発委第1号、令和5年3月9日、提出者、笠置町総合常任委員会委員長、向出健。

笠置町議会委員会条例一部改正の件。

笠置町議会委員会条例（昭和62年10月1日）の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び会議規則14条第2項の規定により、提出いたします。

提案理由。

笠置町組織条例一部改正に伴い、新たに企画調整課が設置されたため、総合常任委員会の所管に属する事項に追加するものです。

笠置町議会委員会条例の一部を改正する条例。

笠置町議会委員会条例（昭和62年笠置町条例第11号）の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項第3号中「総務財政課、」の次に「企画調整課、」を加える。

附則、施行期日、この条例は、令和5年4月1日から施行する。以上です。

議長（西 昭夫君） 質疑・討論を省略してよろしいか。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 異議なしと認めます。したがって、質疑・討論を省略します。

これから発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件の採決を行います。この採決は起立によって行います。

発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、発委第1号、笠置町議会委員会条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第28、議案第23号、令和5年度笠置町一般会計予算の件、日程第29、議案第24号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計予算の件、日程第30、議案第25号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計予算の件、日程第31、議案第26号、令和5年度笠置町介護保険特別会計予算の件、日程第32、議案第27号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計予算の件、以上の令和5年度当初予算案5議案を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

町長（中 淳志君） それでは、議案第23号から議案第27号まで、令和5年度一般会計及

び特別会計当初予算5件について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第23号、令和5年度笠置町一般会計予算の予算総額は歳入歳出それぞれ1億9,647万円で、前年度から約1億9,000万円、13.5%の増となっております。

歳出の主なものは、総務費では防災行政無線の操作卓の更新に6,842万円、民生費の児童福祉事業では、令和4年度に物価高騰等対策として実施した笠置町未来っ子応援交付金や子育て支援医療費助成事業を拡充するなど1,277万円、商工費では、各種イベントの実施に係る負担金780万円を含む観光事業に2,088万円、土木費では、道路維持事業2,985万円や橋梁維持事業7,252万円などを計上しております。

歳入の主なものは、国庫支出金では社会資本整備総合交付金や地域生活支援事業交付金など9,550万5,000円、府支出金では京都地域連携交付金や子ども・子育て支援事業など6,693万7,000円、地方交付税は、歳入総額の52.6%となる8億4,000万円、財源不足を補填するため、財政調整基金から1億1,342万円の繰入れを予定しております。

議案第24号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億1,430万6,000円で、前年度より3%の増となっております。

主なものは、保険給付費で1億6,632万7,000円、国民健康保険事業費納付金で4,420万5,000円を計上しております。

議案第25号、令和5年度笠置町簡易水道特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ5,942万円で、前年度より20.3%の減となっております。

主な歳入につきましては、使用料が2,512万円、一般会計からの繰入金3,398万9,000円でございます。

歳出の主なものにつきましては、一般管理費で1,270万円、簡易水道施設費では、需用費で1,038万8,000円、委託料で1,009万7,000円、工事請負費で381万9,000円など、計2,953万1,000円。また公債費は、元金、利子合わせまして1,708万9,000円を計上しております。

議案第26号、令和5年度笠置町介護保険特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ2億9,759万5,000円で、前年度より1,178万5,000円の増額、4.1%の増加となっております。

主な提案内容は、保険給付費で対前年1,122万5,000円増の2億7,321万5,000円、地域支援事業費で対前年12万7,000円減の2,013万3,000円

を計上しております。要介護1から要介護5の方に対する保険給付費が増額となっております。

続きまして、議案第27号、令和5年度笠置町後期高齢者医療特別会計の予算総額は、歳入歳出それぞれ6,737万3,000円で、前年度より301万8,000円の減額、4.3%の減少となっております。

主な内容は、後期高齢者医療広域連合納付金で、対前年358万6,000円減の6,469万4,000円を計上しております。京都府後期高齢者医療広域連合が制度運営をしておりますので、町としての予算は徴収した保険料が骨格となっております。

以上、御審議いただき、御承認賜りますようお願いいたします。以上です。

議長（西 昭夫君） 議案第23号から議案第27号までの令和5年度当初予算案5議案の提案理由の説明を終了しました。

令和5年度当初予算案5議案につきましては、本日は提案説明のみとし、定例会2日目に議案の説明及び質疑、3日目に討論、採決を行う予定とします。

議長（西 昭夫君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は、3月16日午前9時30分から開会します。

通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後3時48分